

<一般委託>

下町浄化センター低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託 仕様書

下町浄化センター低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、下町浄化センターから排出される、低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分を委託するものである。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市三春町2丁目1番地
4	業務内容	別紙特記仕様書による
5	特記事項	別紙特記仕様書による
6	関係法規	以下のア、イの関係法令を遵守すること。 ア 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する各種ガイドライン等」 イ その他関係法令
7	資格要件	特記仕様書第3条(1)のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 佐々木 慶太 046-823-6414

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

下町浄化センター
低濃度P C B廃棄物収集運搬・処分委託

特記仕様書

令和5年度

横須賀市上下水道局

委 託 名 下町浄化センター低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託

1 施行場所 横須賀市三春町2丁目1番地

2 履行期間 契約日から令和6年3月31日まで

第1条（目的）

本特記仕様書は、排出事業者：横須賀市上下水道局（以下「甲」という）と、収集運搬及び処分業者：（以下「乙」という）で、甲の事業場：横須賀市上下水道局下町浄化センターから排出される低濃度PCB廃棄物（以下「PCB廃棄物」）の収集運搬及び処分を委託するにあたり、乙の業務内容について、定めるものである。

第2条（法の遵守）

甲及び乙は、本業務の遂行にあたって環境省が公表している「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する各種ガイドライン等」及びその他関係法令を遵守するものとする。

第3条（業務内容）

（1）乙の事業範囲

乙は、PCB廃棄物の収集運搬及び処分に関する事業範囲を証するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項に基づき環境大臣から無害化処理の認定を受けた者または都道府県知事等からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者であり、かつ甲の事業場から乙の処分施設まで「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び関係法令に基づき低濃度PCB廃棄物を収集運搬できること。（無害化処理の認定証中「収集又は運搬の有無」が有であることまたは甲の事業場及び乙の処分場、積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は市長）の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証を有すること。）

本仕様内容に有効な許可証等の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項等に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証等の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

また、乙は本業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする場合は、常時資格者を従事させること。

（2）委託するPCB廃棄物の種類及び数量等

別紙1のとおり。なお、機器の保管容器は対象外とする。

（3）業務履行に必要な機材等について

本業務に必要な収集運搬に係る運搬容器や車両等の機材については、乙において調達すること。ただし、下町浄化センター内の機材等を使用したい場合は別途協議とする。

(4) 輸入廃棄物の有・無

甲が、乙に委託するPCB廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。(ア、イのいずれかを選択すること)

- ア 輸入廃棄物 : 有
イ 輸入廃棄物 : 無

(5) 積替保管

乙は、甲から委託されたPCB廃棄物の積替保管を行ってはならない。

第4条 (作業の打合せ)

乙は、本業務の実施にあたって、下町浄化センターの業務に支障をきたすことがないように、監督員と十分協議のうえ、厳正に遂行すること。

第5条 (調査等)

甲は、乙の委託業務の実施状況について、調査の実施及び報告を求めることが出来る。また委託業務の処理に関し、必要な指示を与えることができるものとする。

第6条 (搬出回数)

搬出の回数は、原則1回とするが、収集運搬業者の実施状況によるものとする。

第7条 (搬出日時)

搬出の日時は、休業日を除く営業時間内を基本とし、甲乙双方の十分な協議の上、決定する。

第8条 (天候等)

荒天、風雪等の災害、その他の緊急の理由により、甲より特別な指示があった場合、乙は、これに従うこと。

第9条 (計量または計数)

乙は、搬入時に計量または計数を行うこと。

第10条 (提出書類関係)

乙は、契約時に以下の書類を提出すること。

- (1) 事故と故障及び災害発生時の連絡系統図を記載した緊急時連絡体制表
- (2) 安全管理責任者届
- (3) 運搬計画書
- (4) 業務完了報告書 (記録写真を含む)
- (5) その他本業務に必要な資格書または許可証等

第11条 (労務管理)

乙は、本業務の重要性を十分理解したうえで、業務従事者の労務管理について特に留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。

第12条（安全管理）

乙は、従業員に対し、技術力向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生の防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し、一切の責任を負わなければならない。

第13条（費用の負担）

乙は、本業務の実施にあたって必要な従事者及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。

第14条（産業廃棄物の適正処理に必要な情報）

（1）甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、乙の請求にて、提出することができる。

- ア 産業廃棄物の性状及び荷姿
- イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- ウ 混合等により生ずる支障
- エ その他取扱いの注意事項
- オ その他適正処理に必要な情報

（2）甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託するPCB廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもって、その変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合、性状等の変動幅は、製造行程又はPCB廃棄物の発生行程の変更による性状の変更、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、協議の上、決定とする。

（3）甲は、委託するPCB廃棄物のマニフェストの記載事項には、正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙はPCB廃棄物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、PCB廃棄物を引き取ることとする。

第15条（甲乙の責任範囲）

（1）乙は、甲から委託されたPCB廃棄物を、その積おろし作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき、適正に処理しなければならない。

（2）乙は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

第16条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託されたPCB廃棄物の収集・運搬および処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第17条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託されたPCB廃棄物の処分をマニフェストにより、適正に処理すること。また、業務終了時には報告として、第10条（4）を甲に提出すること。

第18条（電子マニフェスト化の推進について）

乙は、電子マニフェスト導入について、積極的に取り組まなければならない。

第19条（業務の一時停止）

（1）乙は、甲から委託されたPCB廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、ただちに、甲に当該事由の内容及び甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知すること。甲は、その間、新たな処分の委託を行わないこととする。

（2）甲は、乙から前項の通知を受けたとき、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第20条（内容の変更）

甲及び乙は、必要がある場合、委託の内容を変更することができる。

第21条（機密保持）

甲及び乙は、委託業務に関連し、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合は、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第22条（契約の解除）

甲又は乙から契約を解除した場合において、この契約に基づき、甲から引き渡しを受けたPCB廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。

（1）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理のPCB廃棄物を、甲の費用をもって、当該廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは、乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し、当該運搬の費用を請求することができる。

（2）乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、未処理のPCB廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、甲の費用負担をもって乙のもと

にある未処理のPCB廃棄物の処分を行わせるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

第23条（協議）

この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第24条（グリーン物品購入および環境配慮関係）

グリーン物品購入および環境配慮関係については、下記項目に従うこと。

- (1) この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針および調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。

(以上方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)

- (2) 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により、事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

委託業務実施要領

横須賀市上下水道局技術部水再生課

この委託業務実施要領は、「特記仕様書」と共に、産業廃棄物を適正に処分するために必要な事項を定めるものである。

排出事業者（以下：甲）収集運搬及び処分業者（以下：乙）は次の各号に掲げる事項に留意して、業務を実施しなければならない。

- 1 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。
- 2 乙は、この業務を開始する前に、使用する特定計量器（トラックスケール等）について、計量法に基づく定期検査等を実施した時は、その結果を証する書類の写しをすみやかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、産業廃棄物を受入れ後速やかに処理を行い、「マニフェストC 2票」を丙に、「マニフェストD票」と「計量表」を添えて甲に返送するものとする。
- 4 乙は、産業廃棄物の最終処分が完了した時点で、「マニフェストE票」を甲に返送する。
- 5 甲及び乙は、絶えず新しい「情報の交換」を行い、円滑なる運営を図ることに努めるものとする。
- 6 電子マニフェストシステムについて、甲及び乙は協議を行い、速やかにその運用を図ることに努めるものとする。
- 7 この要領に定めのない事項については「甲の監督員の指示」によるものとする。

下町浄化センター 低濃度PCB詳細一覧

運搬処分対象品一覧

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管の状況				保管場所	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
25-010	高圧コンデンサ	0.1μF×3	東芝	K-WR3	1985	1929	1	17kg	低濃度	金属容器	有	分別	無	下町浄化センター内PCB保管庫	0.8 mg/kg
27-001	"	50KVA	東京芝浦電気	BRTR-A6J2R	1981.7	81505169	1	21kg	"	"	"	"	"		0.6 mg/kg
13-008	微量PCB汚染電気機器等(高圧変圧器)	400KVA	東芝	HCTR-L5	1973	73013854	1	2080kg	"	"	"	"	"		9.5 mg/kg
13-009	"	15KVA	"	PS5-6DP15K9	1973.3	73016350	1	122kg	"	"	"	"	"		3.8 mg/kg
21-002	微量PCB汚染絶縁油	-	-	-	-	-	-	200kg	"	ドラム缶	"	"	"		21-001からの取出物 8.7 mg/kg
31-001	高圧コンデンサ	30kVA	東京芝浦電気	BRTR-A6J2R	1982.10	82508445	1	15kg	"	金属容器	"	"	"		1.2mg/kg
31-002	"	30kVA	"	BRTR-A6J2R	1982.9	82507292	1	15kg	"	"	"	"	"		2.3mg/kg
31-003	微量PCB汚染絶縁油	-	-	-	-	-	-	0.3kg	"	"	"	"	"		14-001分析採取 5.9mg/kg
31-004	"	-	-	-	-	-	-	0.3kg	"	"	"	"	"		14-002分析採取 7.6mg/kg
31-005	微量PCB汚染絶縁油	-	-	-	-	-	-	0.1kg	"	ガラス容器	"	"	"		14-001分析採取 5.9mg/kg
31-006	"	-	-	-	-	-	-	0.1kg	"	"	"	"	"	14-002分析採取 7.6mg/kg	
-	PCB汚染物(ウエス等)	-	-	-	-	-	2	20kg	"	ペール缶	"	"	"	21-001取出時のもの	
-	PCB汚染物(ウエス等)	-	-	-	-	-	5		"	袋	"	"	"	各試料取出し時のもの	

使用中機器参考一覧（今回対象外機器）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
14-001	微量PCB 汚染電気機器等 (特別高圧トランス)	3000KVA	富士電機	-	1984.2	AU634 01T1-1	1	1000kg	低濃度	5.9mg/kg
14-002	〃	3000KVA	富士電機	-	1984.2	AU6340 1T1-2	1	1000kg	低濃度	7.6mg/kg
21-001	微量PCB 汚染電路 (計器用変成器との接続管内)	-	富士電機	SCD107	1984	KU634 01E1	1	1000kg	低濃度	9.4mg/kg



今回履行場所

搬出入用シャッター
幅3,000×高さ2,600

トンボの王国

処理水再利用施設

通路幅
約3.650

処理水ポンプ室

濃縮槽

汚泥焼却炉
(No.4)

汚泥焼却炉
(No.2)

汚泥焼却炉
(No.1)

焼却炉監視棟

脱水機棟

機械濃縮棟

汚泥処理棟

電気棟

反応タンク

反応タンク

最終沈殿池

最終沈殿池

3系水処理施設

2系水処理施設

1系水処理施設
(廃止)

管理棟

最初沈殿池

最初沈殿池

J I H G F E D C B A
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0



東京湾

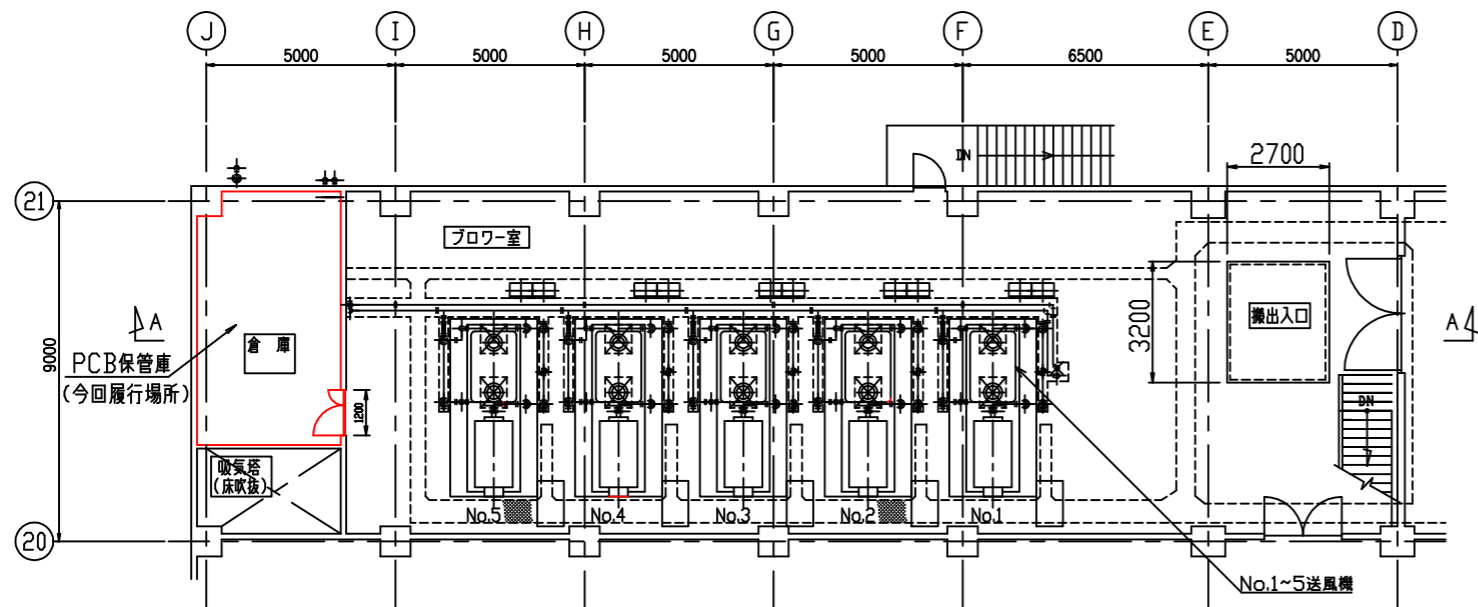
下町浄化センター

案内図

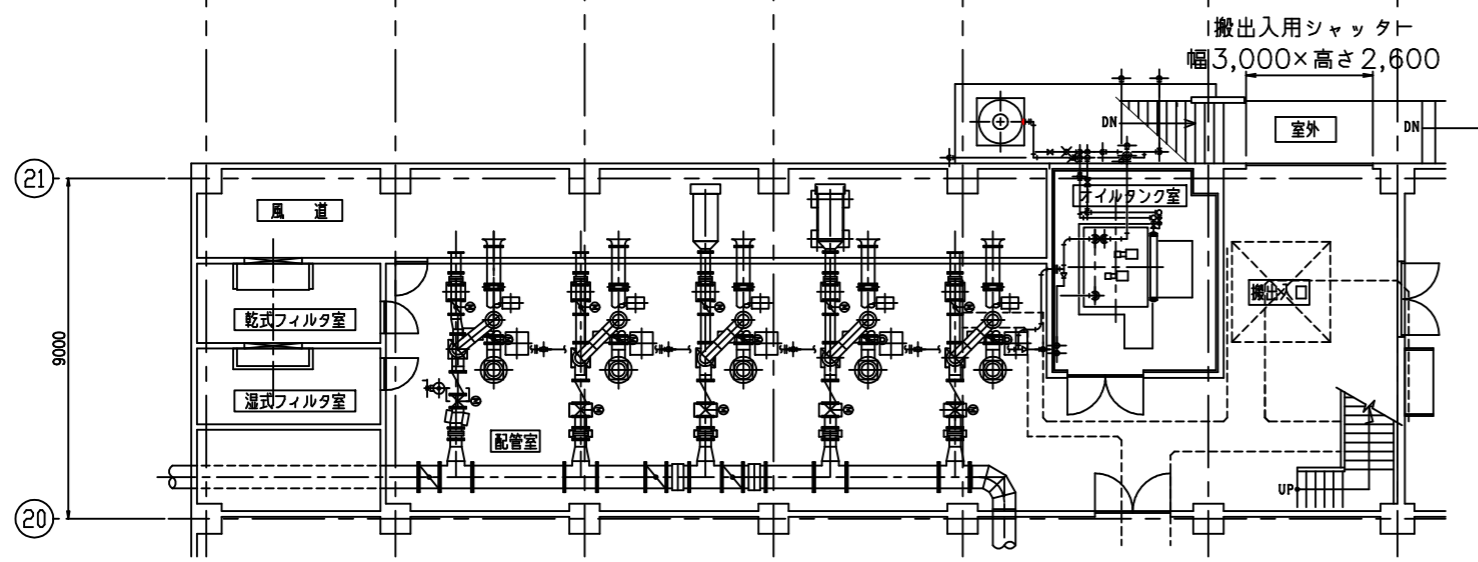
*着色部は今回履行場所を示す。

横須賀市上下水道局			
委託名称	下町浄化センター低濃度PCB 収集運搬・処分業務委託		
図面名称	全体平面図、案内図		
縮尺	1/2000	図面番号	1/2
製作年	令和5年8月	原図サイズ	A3
課長	係長	担当者	設計者

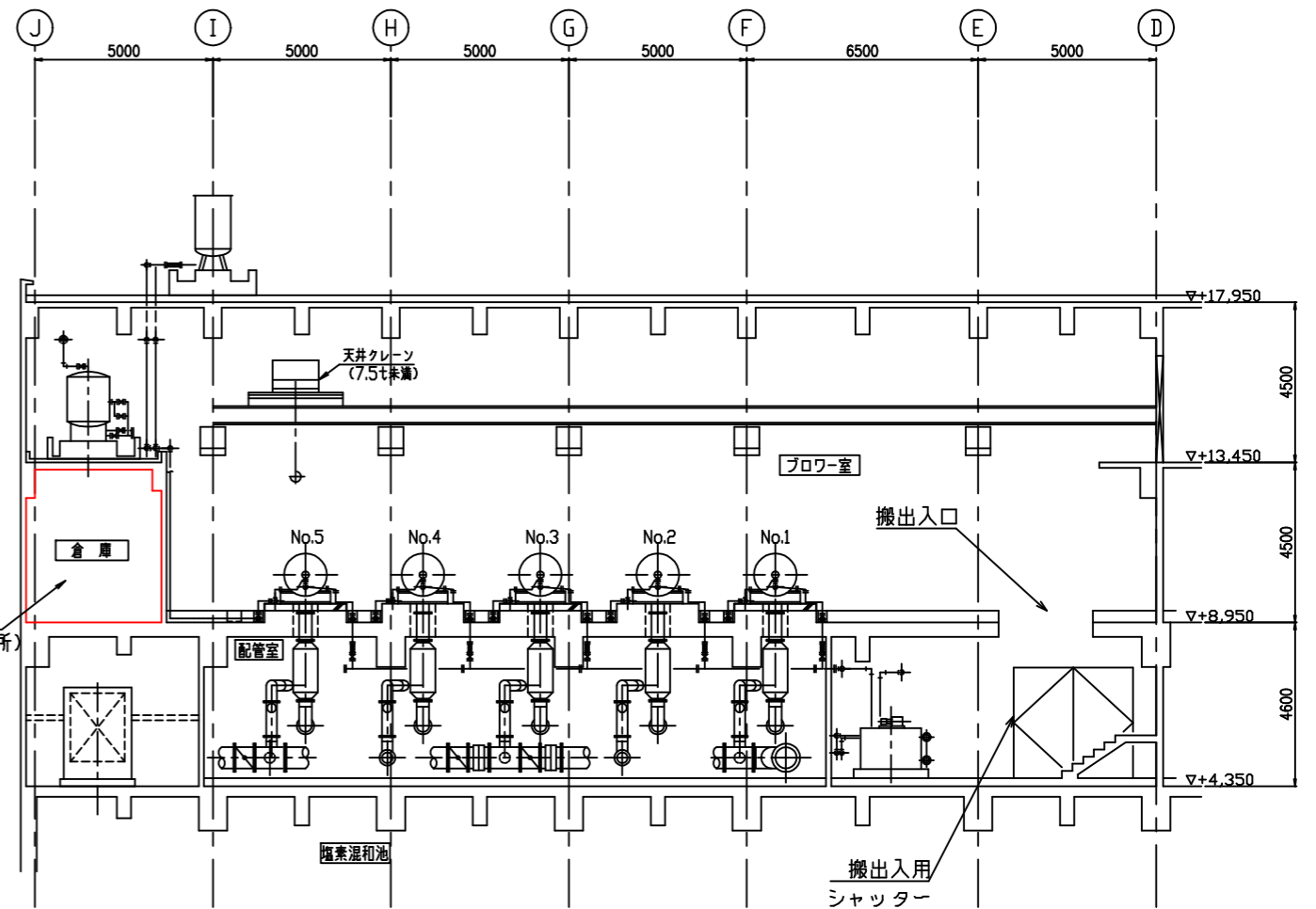
下町浄化センター三春町側全体平面図 (S=1/2000)



2系ブローア棟 2階平面図 (S=1/200)



2系ブローア棟 1階平面図 (S=1/200)



A-A 断面図 (S=1/200)

*着色部は今回履行場所を示す。

横須賀市上下水道局			
委託名称	下町浄化センター低濃度PCB 収集運搬・処分業務委託		
図面名称	2系ブローア棟1階平面図、2階 平面図、A-A断面図		
縮尺	1/200	図番	2/2
製作年	令和5年8月	原図 サイズ	A3
課長	係長	担当者	設計者